

平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針

(庵治地区)

No.	平成19年度に実施（計画・変更）要望する事業			要望の趣旨等	地区別 優 先 順 位	担当課	地域審議会からの要望に対する各部署の対応方針の概要
	主要 区分	実施事業	実施事業内容				
1		高橋改修事業または新規路線計画の策定	周辺の国道、県道も含めた広範囲な交通量調査	当該道路事業は、庵治・牟礼地区の長年の懸案事項であり、合併により、該当地域が市域になったことにより、事業実施に対する地区住民の期待は、大なるものがあります。旧高松市および合併町間の一体的な道路環境の整備の観点からも、早期整備に向けた積極的な取組みを要望するものです。	1	道路課	周辺の国道、県道を含めた広範囲な交通現況分析および将来交通流動などの調査が必要と考えており、平成19年度に、国、県と連携し、交通量調査をしていく。
2		防潮対策	庵治漁港の防潮堤設置	庵治漁港高潮対策事業については、旧庵治町において基本計画を策定し、漁業関係者に対して内容を説明し、地域防災の重要性の観点から理解を得られています。国の事業採択の可否によって、事業着手時期が左右されるのではなく、事業の重要性、緊急性を十分検討され、平成19年度からの工事着手を要望するものです。	2	河港課	平成19年度から、国の補助採択を得て、工事に着手する予定である。
3		漁港の整備	庵治漁港の浚渫	庵治漁港については、平成7年度に浚渫以来、10年ほど経過しています。場所によっては、背後の山が近いという地理的条件から、土砂の流入によって、非常に浅くなっており、スクリーン等々の破損がおきている状況にあります。安全・円滑な出入港ができるよう、早期に漁港の浚渫工事を要望するものです。	3	河港課	平成19年度から、工事に着手する予定である。
4		保育環境の整備	防犯監視システムの整備	子どもが被害に遭う事件が多発している中、地域の子どもたちを守ることは、私たち大人の重要な役割であると考えます。全国的には、保育所への不審者の侵入による子どもたちへの被害は、ほとんど報告されていませんが、自らの判断で行動することができない乳幼児などが生活する施設として、学校だけでなく、保育所へも防犯監視システムの整備を平成19年度早期に要望するものです。	4	保育課	旧高松市の公立保育所では、不審者対策として、すべての保育所においてカメラ付きインターホンを設置しているが、犯罪や不審者から児童を守るため、合併町の保育所にもカメラ付きインターホンを設置していきたい。
5		市道才田谷線道路改良事業	交差点改良	庵治幼稚園南東隅交差点（庵治小学校北側）は、汐入川に接する幅員7mと3mのT形交差点であります。当該交差点は、合流点手前から坂道となっており、また、幼稚園の遊具が見通しを阻害していることから、車両と人・自転車との危険な状況が幾度となく報告されています。文教地区内の通学路でもあり、児童の安全確保の観点からも、交差点の改良を要望するものです。	5	道路課	現地調査をしたところ、交差点改良は必要と思われるので、自治会、幼稚園、水利関係者等と協議を行い、実施に向けて、改善策を検討していく。
6		市道丸山湯谷線道路改良事業	用地購入、実施設計	当該道路事業については、平成18年度中に丸山地区の地籍調査が完了し、土地の所有者等が確定されることから、旧庵治町において行った概略設計を参考にされ、再度、関係者への周知を含め、早期に着手を要望するものです。	6	道路課	本路線は、県道高松牟礼線に接続することになることから、合併前の概略設計をもとに、県や警察と交差点協議を行い、最適な道路線形を決定していく必要がある。そして、その協議が調った後、土地所有者や関係者へ説明し、同意が得られるようであれば、詳細設計、土地分筆登記、所有権移転登記を行うことになる。内容については、その都度、説明会を開くことになる。なお、本路線については、請願道路としての取扱いになるので、地元代表者を決め、関係者への周知、調整を行っていただくことになる。平成19年度に詳細設計に着手したい。
7		河鵜対策	継続的な河鵜駆除	庵治沖の鰐島、通称小児島の河鵜問題については、森林の保全等の環境問題のみならず、漁業への被害は深刻であります。県が行っている放流事業の稚魚を、河鵜が食べている事例も確認されています。被害が広域的であることから、県、他市などと連携を取りながら、抜本的な解決に向けた施策に取り組むとともに、継続的な駆除を要望するものです。	7	農林水産課	平成18年度に実施したカワウ食害対策事業によるカワウの有害鳥獣駆除に対し、県の助成を仰ぎながら補助を継続する方針である。また、県は被害の実態把握と野鳥の会の協力による生息場所・羽数などの調査を平成17年度～19年度の3ヵ年行い、有効な対策を検討することとしている。

平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針

(庵治地区)

No.	平成19年度に実施（計画・変更）要望する事業			要望の趣旨等	地区別 優先 順位	担当課	地域審議会からの要望に対する各部署の対応方針の概要
	主要 区分	実施事業	実施事業内容				
8		市道庵治中央線道路改良事業	井谷地区の水路（L≒250m）の暗きょ化または待避所の設置	庵治地区を東西に走る幹線道路である「市道庵治中央線」の道路区間のうち、要望箇所については、幅員狭小（W≒4m）であるため、車両が対向できない状況にあります。 道路に並行する水路の暗きょ化等により1・5車線化を図り、車両が対向可能な幅員の確保を要望するものです。	8	道路課	水路の暗きょ化については、地先土地所有者や水利関係者の同意が得られるようであれば、自治会長等が代表者となって、所定の要望書を提出していただいた後、測量・設計を行い、着工となる。
9		竜王山公園（仮称）の整備	実施設計（地元の要望を踏まえたもの）	パイロット地区の竜王山公園（仮称）の整備は、本地区の中心的事業であり、建設計画においても、重点取組み事項とされています。 地権者に対し、早急に用地購入ができるよう働きかけ、平成19年度で速やかな事業化を要望するものです。		公園緑地課	竜王山公園（仮称）は、平成18年度において公有財産購入費、測量委託費予算が承認され、現在、用地購入に向け、農地転用手続関係や選果場等の補助事業残存物件の調査を行っている。 用地購入後、平成19年度には、遊歩道等の整備に着手する予定である。

※ 庵治地区地域審議会からの、予算措置要望以外のその他の要望

No.	平成19年度に実施（計画・変更）要望する事業			要望の趣旨等	地区別 優先 順位	担当課	地域審議会からの要望に対する各部署の対応方針の概要
	主要 区分	実施事業	実施事業内容				
		県道木田郡北部ルート（仮称）事業	市長会等を通じた、国・県に対する早期整備に向けた積極的な要望	当該道路事業は、地域と地域を結ぶバイパス道路として、また、産業の振興も期待した高速道路へのアクセス道路としての位置づけから、合併時まで整備促進期成会を組織化するなど、広域的に取り組んできました。 今後、早期整備に向け、国・県に対して、積極的な働きかけを要望するものです。	1	都市計画課 交通政策室	周辺市町も含めた広域的な交流を促し、経済・産業・文化など、様々な分野における活性化を図るためには、合併地域を含む本市全域における円滑な道路ネットワークの構築が必要不可欠と考えていることから、県道木田郡北部ルート（仮称）構想の推進について、去る9月28日に香川県市長会議で県に対し、要望を行ったところであり、今後とも、早期整備に向けた積極的な要望を行っていく。
		市有地等の有効活用	草、木の処分場所（仮置場）の確保	地域の環境美化のため、地元住民が自主的に道路等の草刈を行っています。野焼きができない状況の中、草等の処分に困っています。多量となれば、ごみ袋での処分も不可能です。 また、1か所に仮置きしておき、後日、市において収集する方法もあると聞いておりますが、仮置場の確保や収集日当日の労力の確保が困難です。 そこで、合併前に使用していた北村地区の市有地の活用、あるいは同様な役割をもつ場所の提供を要望するものです。	2	農林水産課	庵治地区住民が環境美化の一環として、毎年10月に実施している「道づくり庵治町一斉清掃」により生じた草・木の集積場所については、平成18年9月に合併前に使用していた町有地を許可しており、平成19年度以降も同様に許可する方針である。
		庵治文化館の多目的ホールの有効活用	庵治文化館での地域特産品等販売にかかる使用料免除	6月末まで開催された石のさとフェスティバルでは、多目的ホールにおいて、使用料免除措置を受け、地元女性4団体によって、おもてなしの精神の下、石製品、釘煮、石挽きコーヒー等を販売し、観光客にたいへん好評を得ていました。 しかし、今後、同様の事を行うこととなると、営利目的条項の適用により、通常の3倍の使用料が必要となり、継続が困難となっています。 同一の目的、内容で施設を使用するにもかかわらず、文化振興課関連行事であれば使用料減免となり、それ以外は有料という状況にあります。 当該施設は、観光課関連事業の定期観光バスの周遊コースにも組み込まれており、観光、まちおこし、地場産業の振興の観点から、均衡ある措置を要望するものです。	3	文化振興課	石のさとフェスティバルは、同フェスティバル運営委員会と本市との共催事業であったことから、「市が主催する事業」との位置づけで使用料を不要としたものであり、庵治文化館を使用する際には、通常、「高松市庵治文化館条例」第6条に定める使用料を使用者において負担することが原則である。 また、営利目的使用の場合、同条例に規定する額の3倍の料金を徴収することとなっている（別表第2備考第1項）。 庵治文化館に限らず、市内の同種の施設では、一般の利用に際してその使用料を減免することではなく、原則として、使用者が使用内容に応じ、条例に定められた使用料を負担することとなっている。